

久留米市公告第 39 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、令和3年度、久留米市が発注する建設工事等（建設工事並びに測量、土木設計、建築設計、設備設計、地質調査及び補償コンサルタント等の業務委託をいう。以下同じ。）の条件付き一般競争入札を施行する際に必要な事項等について次のとおり公告する。

令和3年4月6日

久留米市長 大久保 勉

（入札参加資格）

第1条 建設工事等の入札に参加する者は、あらかじめ公告に基づく発注表（以下「発注表」という。）において示した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出締切時点（以下「締切時点」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。要件を満たさない者の入札は無効とする。

- (1) 久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第16条第3項に規定する、有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市府達第6号）に基づく指名停止措置の対象となっていないこと。
- (3) その他発注表に定める必要な入札参加資格を満たしていること。

2 前項各号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次の各号に掲げる関係を有する場合については、当該関係を有する者のうち1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があつた場合には、全ての入札を無効とする。

- (1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合
 - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再

生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 前2号に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合

（設計図書等の入手）

第2条 入札参加者は、久留米市が行う入札に関する事務を電子情報によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）の情報公開システムにより仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）を入手するものとする。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第3条 設計図書等に対して質問がある場合は、発注表に定める質問書受付期間及び受付場所に書面により提出するものとする。様式は久留米市ホームページにおいて入手するものとする。

2 前項の質問に対する回答は、質問者に対して電子メール等で行う。ただし、質問内容によっては、久留米市ホームページに掲載することがある。

（入札の中止等）

第4条 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(入札方法)

第5条 入札方法は、原則として電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）

又は郵便による入札（以下「郵便入札」という。）とし、発注表において指定する。

- 2 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者を問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載しなければならない。

(入札書の引換えの禁止)

第6条 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び入札金額積算内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(1者入札の取扱い)

第7条 入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(開札の立ち会い)

第8条 電子入札については、開札の立ち会いは行わない。

- 2 郵便入札については、入札参加者が開札に立ち会うものとする。ただし、開札に立ち会わない者がいる場合、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。
- 3 前項の場合において、入札参加者及び本市職員以外の入札室への立ち入りは認めない。

(落札者の決定)

第9条 予定価格の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満で入札した者を除く）を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

- 2 前項の規定により落札候補者となった者については、発注表に記載する入札参加資格及び第11条に規定する制限について審査を行う。
- 3 前項の規定による審査の結果、必要な資格を満たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とし、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

(総合評価方式の落札者決定)

第10条 令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する入札方式（以下「総合評価方式」という。）の案件の場合は、前条の規定は適用しない。

- 2 総合評価方式については、発注表に定める落札者決定基準により、価格その他の条件が久留米市にとって最も有利な者（以下「評価値の最も高い者」という。）を落札候補者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- 3 前項の規定により落札候補者となった者については、発注表に記載する入札参加資格及び第11条第2号、第3号に規定する制限について審査を行う。
- 4 前項の規定による審査の結果、必要な資格を満たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とし、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

(落札制限)

第11条 次の各号に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とする。

- (1) 久留米市又は久留米市企業局が発注した手持ち制限工事（※1）のうち、同一業種の手持ち工事（※2）の合計が締切時点で2件以上ある場合。ただし、発注表の参加資格の欄に「手持ち制限の対象外工事」と記載された工事の入札及び総合評価方式の案件については、本規定は適用しないこととする。
（※1）手持ち制限工事とは、土木一式、建築一式、電気、管、塗装及び造園工事のうち、総合評価方式を除く一般競争入札により発注したもの。
（※2）手持ち工事とは、落札者となっている工事及び契約締結後完成届提出前の工事のことをいう。以下同じ。
- (2) 予定価格1億5千万円以上の建設工事の場合において、締切時点で久留米市又は久留米市企業局が発注した予定価格（※3）が1億5千万円以上の手持ち工事がある場合。なお、手持ち工事を有する者が共同企業体の場合、予定価格を構成員の出資比率に応じて按分した額が1億5千万円以上となる構成員に限って適用することとする。ただし、発注表の参加資格の欄に「予定価格1億5千万円以上の建設工事の落札制限の対象外工事」と記載された工事の入札については、本規定は適用しないこととする。
（※3）予定価格は、契約変更を行った場合は、変更後の設計金額とする。

(3) 久留米市及び久留米市企業局が発注する建設工事の条件付き一般競争入札において、同日に開札を行う同一業種の入札案件で、入札方式（※4）別にそれぞれ2件目の落札候補者となった場合。なお、落札者が共同企業体の場合、当該共同企業体構成員も同様とする。ただし、発注表の参加資格の欄に「同日落札本数制限の対象外工事」と記載された工事の入札については、本規定は適用しないこととする。

（※4）入札方式とは、総合評価方式および総合評価以外の方式の事をいう。

（入札結果の通知）

第12条 第9条第3項並びに第10条第4項の規定による落札者に対して、速やかにその旨を通知するとともに、契約締結についての要件を通知する。

（落札決定の取消し）

第13条 落札者が第1条第1項各号のいずれかの要件を満たしていない場合又は同条第2項各号のいずれかに該当していることが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

（暴力団排除措置）

第14条 落札者は、契約時に契約課指定の暴力団排除に係る条項を記載した誓約書に記名押印し、提出しなければならない。ただし、既に当該誓約書を提出している場合はこの限りではない。

（その他）

第15条 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札参加者は、本公告以外に発注表、契約事務規則その他契約関係規程（久留米市ホームページに掲載）を熟読したうえで、入札しなければならない。